第八十五期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　千円

流動資産　一三、〇〇六、八七四

固定資産　四、〇九九、〇一七

合計　一七、一〇五、八九一

負債及び純資産の部

流動負債　一三、七一一、〇四三

固定負債　七三二、二三七

株主資本　一、八九三、五八六

資本金　六〇、〇〇〇

資本剰余金　二、六〇三

資本準備金　二、六〇三

利益剰余金　一、八三〇、九八二

利益準備金　一五、〇〇〇

その他利益剰余金　一、八一五、九八二

（うち当期純利益）　（一三〇、二一九）

評価・換算差額等　七六九、〇二四

その他有価証券評価差額金　七六九、〇二四

合計　一七、一〇五、八九一

平成二十三年七月八日

大阪市西区江戸堀二丁目一番一号

丸石化学品株式会社

代表取締役　久朗津成孝

配当公告

高知県香南市香我美町下分六八四番地一

破産者　株式会社ニネルバ

右の者に対する高知地方裁判所平成二十二年（フ）第一四七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、〇一〇、五〇二円

一、配当するのべきる金額

金六〇、一六五、六四五円

平成二十三年七月八日

高知県高知市升形二番一五号升形ビル五階

破産管財人　大川　惺曠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道千歳市文京一丁目二番地五号、最後の住所北海道千歳市春日町三丁目七番七号

被相続人　亡　藤井　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月八日

北海道千歳市千代田町六丁目七番地二駿河千代田ビル六階

相続財産管理人弁護士　髙田周一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区雪谷大塚町六三九番地、最後の住所千葉県市川市八幡五丁目一〇番五号

被相続人　亡　奥澤　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月八日

千葉県船橋市前原西二丁目一三番一三号大塚ビル五階牧野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　圓山　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　平野卯之五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月八日

横浜市中区太田町四丁目五五番地　横浜馬車道ビル六階　馬車道法律事務所

相続財産管理人　弁護士　城田　孝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市西下野町第一三号一三番地、最後の住所和歌山県和歌山市源蔵馬場一丁目八番地

被相続人　亡　森國喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月八日

大阪市中央区北浜三丁目一番一号新北浜ビル二階　弁護士法人フォーラム大阪法律事務所　相続財産管理人弁護士　細井　信秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西淀川区花川一丁目一一〇番地一、最後の住所大阪市西淀川区花川一丁目八番一六号

被相続人　亡　山本　達江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月八日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーOSAKA一九〇三

相続財産管理人弁護士　三本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市鳴滝一丁目八二五番地、最後の住所長崎市鳴滝一丁目一九番一〇号

被相続人　亡　森　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月八日

長崎市麹屋町五番一号泉屋第二ビル三〇五号、事務所長崎市万才町六番三三号高木ビル三階

相続財産管理人　吉田　修司

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年７月８日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井不動産販売株式会社　②国土交通大臣(2)777号　③代表取締役　竹井英久　④東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　霞が関営業所　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　三井不動産販売株式会社　代表取締役　竹井英久

①エヌエス・ビルサービス株式会社　②東京都知事(1)88005　③代表取締役　杉啓行　④東京都千代田区岩本町三丁目５番14号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区岩本町三丁目５番14号　エヌエス・ビルサービス株式会社　代表取締役　杉啓行

①株式会社ミニミニ・フランチャイズ本部　②国土交通大臣(3)5883　③代表取締役　櫻井智章　④廃止した主たる事務所大阪市淀川区西中島五丁目14番10号、廃止した従たる事務所京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843―２　⑤1500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪市淀川区西中島五丁目14番10号　株式会社ミニミニ・フランチャイズ本部　代表取締役　櫻井智章

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 23 年７月８日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許番号	許証号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平23不保402		丸栄野口不動産株式会社	北海道知事石狩(8)3403		北海道札幌市中央区南十二条西１―１―18	1000万円

（代表者の）氏名　代表取締役　野口榮一